

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査指針（案）

第1 目的

この監査指針は、市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の7（報告等）、第115条の45の8（勧告、命令等）及び第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）の規定に基づき制定するものである。法第115条の45の5（指定事業者の指定）の規定による指定事業者若しくは指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定事業者等」という。）に対して行う第1号事業の内容並びに第1号事業支給費に係る費用の給付に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、第1号事業の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、指定事業者等の第1号事業の内容について、第4の3に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は第1号事業支給費の給付について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となる指定事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

1 要確認情報

(1) 通報・苦情・相談等に基づく情報

(2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

(3) 連合会等からの通報情報

2 実地指導等において確認した情報

併設の介護サービス事業者等への法第23条（文書の提出等）及び第24条（帳簿書類の提示等）による指導または法76条（報告等）等の監査について確認した指定基準違反等

第4 監査方法等

1 監査

(1) 市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(2) 都道府県等との連携

ア 市町村長による実地検査等を行う際に、指定事業所内で訪問介護または通所介護を実施している場合にあつては、事前に実地検査等を行う旨の情報提供を関係自治体に対し行うものとする。関係自治体は、当該市町村長と連携して法第76条（報告等）に基づく実地検査を共同で行うなど連携するよう努めるものとする。

イ 市町村長が行う実地検査等、勧告、命令等、指定事業者の指定の取消し等の事務については、都道府県内の標準化を図る観点から都道府県と連携すること。

2 監査結果の通知等

(1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

市町村長は、当該指定事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

3 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第115条の45の8（勧告、命令等）及び第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

指定事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該指定事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

指定事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該指定事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

市町村長は、指定基準違反等の内容等が、法第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下の「指定の取消等」という。）ができる。

4 聴聞等

監査の結果、当該指定事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条（不利益処分をしようとする場合の手続）第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

5 その他

市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、都道府県を經由して厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者等の指導等ガイドライン（案）

介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業者に対する指導については、介護保険法の規定はないが、事業の適正化を図るため、以下のとおり指導等を実施していただきたい。

1 指定事業者に対する指導等について

制度理解に関する指導のほか、注意喚起が必要な事項や事例など、効果的な指導を集団指導（説明会）の形で実施。

【指導内容例】

- 介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- 指定の基準に関する事項の周知徹底
 - ・事故発生時の対応
 - ・従事者又は従事者であった者による秘密保持
 - ・従事者の清潔保持と健康管理の管理
 - ・廃止・休止の届出と便宜の提供
- 労働基準法令順守の周知
- 第1号事業支給費請求にかかる過誤・不正防止の観点から適正な請求事務に関する指導など

2 その他の事業者に対する指導等について

その他の事業者の指導等については各市町村の実情に合わせて実施していただくこととしている。（法に基づく監査や処分に関する規定は定めていない。）

各市町村で指導等を実施する場合は、契約書、要綱等に下記の内容を記載し、不正な運営を行っている事業者に対して適切な対応を行うことを検討されたい。

【指導等を行う場合に盛り込む例】

○報告、調査に関する事項

必要があると認めたときは、委託業務等の運営について随時報告をさせ、又は実地に調査することができる旨の内容

○契約等の解除に関する事項

下記に該当すると認めたときは、いつでもその契約等を解除することができる旨の内容

- ・当該契約等又は当該契約に基づく自治体の指示に違反したとき。
- ・虚偽の実績報告により請求し、又は委託料の支払を受けたとき。
- ・自治体に対し偽りの報告又は正当な理由なく報告をしない又は虚偽の報告をし、若しくは実地調査を拒否したとき。

○委託・補助の基準に関する事項

国で定める「必ず遵守すべき基準」に基づき、総合事業を実施する旨の内容

- ・ 事故発生時の対応
- ・ 従事者又は従事者であった者の秘密保持
- ・ 従業者の清潔保持と健康の管理
- ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供（ケアマネジメントのみ）地域包括支援センターでの実施（指定居宅介護支援事業者への一部委託も可能）

【参考1】

介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業者)の指導監査等について(案)

	指定事業者		その他の事業者
指導	実地指導	介護保険法の規定なし	指導・監査とも介護保険法の規定なし
	集団指導	介護保険法の規定なし (ガイドライン発出予定)	
監査	介護保険法の規定あり 法115条の45の7の規定により実施 (監査指針発出予定)		契約書又は補助要綱等に盛り込んだう えで実施可能 (ガイドライン発出予定)

※監査指針は「介護保険施設等の指導監督について(通知)」の介護保険施設等監査指針に準じたものを策定予定。

【参考2】 第1号事業の指導監査区分について

	サービス種別	主な実施方法	指導監査の区分
訪問型サービス (第1号訪問事業)	①訪問介護	事業者指定のみ	指定事業者
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	事業者指定	
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	委託	その他の事業者
	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	補助(助成)	
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	直接実施または委託	
	⑤訪問型サービスD (移動支援)	補助(助成)	
通所型サービス (第1号通所事業)	①通所介護	事業者指定のみ	指定事業者
	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	事業者指定	
	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	委託	その他の事業者
	③通所型サービスB (住民主体による支援)	補助(助成)	
	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	委託	
その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)		事業者指定、委託、 補助、助成	その他の事業者
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)		地域包括支援センター	その他の事業者